

舞鶴市入札監視委員会(平成28年度第1回) 議事概要

|                      |   |            |
|----------------------|---|------------|
| 開催日時及び場所             | 平成28年8月17日(水) 午後1時30分～4時<br>舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室   |            |
| 出席委員氏名               | たか はし ゆき お<br>高橋 行雄 (弁護士) 委員長<br>たまだ かずや<br>玉田 和也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授)<br>かみ こあきお<br>上子 秋生 (学校法人立命館大学教授)   |            |
| 議事概要                 | 1 開会あいさつ (入江企画管理部長)<br>2 委員長あいさつ<br>3 議題<br>(1) 入札及び契約手続きの運用状況について<br>平成27年度の入札状況等について事務局より報告<br>(2) 平成27年度下半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議<br>抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明<br>(3) 平成28年度の入札制度の変更点等について<br>変更点等について事務局より説明<br>4 その他<br>・次回の抽出委員に上子委員を選出した。<br>・次回の開催は平成29年1月を予定する。<br>5 閉会あいさつ (建設部長) |            |
| 審議対象期間               | 平成27年10月1日～平成28年3月31日   |            |
| 抽出案件                 | 総件数<br>5件   | (備考)       |
| 一般競争入札               | 5件  | 入札対象件数 71件 |
| 指名競争入札               | 0件  |            |
| 委員からの意見・質問とそれに対する回答等 | 意見・質問   | 回答等        |
|                      | 別紙のとおり  | 別紙のとおり     |
| 委員会意見の内容要旨           | 議事(1)関係<br>細かい分析がなされており、こうしたデータの積み重ねが今後貴重な資料となると思う。<br>議事(2)関係<br>最低制限価格に関する課題が共通している。これらの課題への対策を考え、将来、「舞鶴方式」と呼ばれる良いものができるよう工夫が必要と考える。<br>議事(3)関係<br>特別簡易型総合評価方式等、企業努力が反映される取り組みについては評価できる方向性である。   |            |

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

| 意見・質問   | 回答等  |
|---|--|
| <p>平成27年度は建築一式工事の契約額が極端に少なくなっているが、その結果として業者の手持ち工事が減っているのか、あるいは前年度以前の債務負担行為による発注により実際はそれほど極端に減っていないのか。また、業者への影響はなかったか。</p> | <p>件数としては平成26年度と比較し6件、契約金額については大幅に減っています。<br/>これは、共同企業体を組んで発注するような大型の案件が例年に比べ少なかったためです。</p>  |
| <p>小・中規模の都市において公共工事の占める割合は大きいため、発注の経年変化があまりないように配慮する必要もあると思うが、どうしてこのように減少したのか。</p>  | <p>表に記載された数字はあくまで各年度に締結した契約額の推移です。<br/>平成26年度以前に大型工事を債務負担行為で発注しており、一例を挙げれば、団地の建替など5億を超える工事2件を3ヶ年にかけて行っています。そうした場合、支出は複数年に渡るため、実際の工事が極端に減少しているわけではなく、影響は少ないと考えています。</p> |
| <p>最低制限価格が平成25・26年度に比べ、低くなっているのはなぜか。</p>  | <p>平成27年度に積算に係る経費率の変更があり、現場管理費や一般管理費の間接的経費の率が上がりました。最低制限価格の計算式においては、間接的経費に掛ける割合は直接的経費に比べ低いため、最低制限価格自体は上がりましたが、予定価格に対する最低制限価格の率で比較すると以前よりも低くなる結果となったものです。</p>           |
| <p>それぞれ細かく分析のグラフが作成されており、こうした分析の積み重ねが後々、貴重な資料となると思う。</p>  |  |

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

| 抽出の趣旨   |
|---|
| <p>①土木一式工事で額がもっとも大きく、変更契約もされている案件②最低制限価格を超えているのが落札者の1者のみの案件、③特別簡易型総合評価方式の案件、④舗装工事で最低制限価格未満の者が多かった案件⑤請負額が大きく、また最低制限価格を超えているのが落札者の1者のみの案件を抽出した。</p> |

① (仮称) 西運動公園整備工事

| 意見・質問  | 回答等   |
|--|---|
| <p>変更率14%の契約額変更がなされているが、変更が必要となった理由とその内容はなにか。</p>  | <p>工事内容に大幅な変更があった訳ではありません。当公園は全体で3期に分けて整備するものですが、事業の早期完成を図るため、土工事の一部を先行して行うこととし、変更契約を行ったものです。</p>   |
| <p>最低制限価格を全者が下回ったため、再入札を行っているが、最低制限価格は適正な価格だったのか。</p>  | <p>入札手続きはあらかじめ定めた手続きどおりに行うことが適正な執行となりますが、失格者率の分布にもみられるように、この案件に限らず最低制限を下回る応札が多い状況です。</p> <p>これは、舞鶴市の最低制限価格の状況と、最低制限価格付近を競ってでも受注しようとする業者側の意欲の結果と思われます。</p> <p>全員が最低制限価格を下回った場合などは、最低制限価格以下でも可能という見方もできますが、最低制限価格自体が固定の性質を持っており、状況に応じて変化させるというのが難しいというのが現状です。</p> |
| <p>全体の発注量が減少している中での受注意識の表れと、最低制限価格が底支えとなっている状況について一定理解できる。</p>   |   |
| <p>変更契約を行う場合の変更額はどのように算出しているのか。</p>  | <p>変更後の設計額に、当初の請負率を乗じて変更額を算出しています。</p>  |
| <p>全者が最低制限価格以下で請負えるという状況ならば最低制限価格を変更して、再度入札にかける方が合理的と思うが、現在の制度ではそうした方法はとれないのか。</p>   | <p>最低制限価格を変更することは公正性を欠くと考えております。</p>  |
| <p>最低制限価格を設定し直して再入札を行うなど柔軟な対応ができていないのが現状である。</p> <p>この工事は、非常に恵まれた施工条件にあり、業者もそれを踏まえて応札していると思う。</p> <p>制度を少しでも良くするためには、個々の工事の技術的観点、施工条件などを加味して最低制限価格を作ればよいと思う。</p>   |   |
| <p>様々な懸念があることは察している。また、国の基準に沿って行くと説明しやすいが、国の基準から踏み出すと説明責任が付きまとうことも理解している。</p> <p>しかし、これだけ失格者が多いと入札が本来の機能を果たしていないとも言える。</p> <p>常識的におかしいと思うことは、必ずそれが変わる方向に動いていくものであり、長期的に見ても現在の状況は変えていかなければならないものと考えている。</p> <p>単価について舞鶴の特徴があるのかもしれないが、独自の単価を設けることは難しいであろう。</p> <p>それらの状況を踏まえると、一定以上の失格者がある場合や応札の平均が最低制限価格</p> |   |

|  |  |
|--|--|
| <p>を下回った場合などは、業者への影響を及ぼさない範囲で入札をやり直す等、もう少し広い基準で考えてみてもよいのではないか。</p>                   |  |
| <p>本委員会は、個別案件の審議の枠を超えて現在の仕組みについて意見を言う事務もあるので、現在の議論についての考えを出せるように検討する時期に来ていると考える。</p> |  |

② 公共下水道管布設（東第6）工事 他1件（合併）

| 意見・質問   | 回答等  |
|---|--|
| <p>結果的に一番高い金額の入札者が落札者になっている状態で適正な入札がされているとは言い難い。</p>  |  |
| <p>このような結果になることは予測できないのか。</p>   | <p>本件の落札率は平均的な結果ですが、失格者が最も多く発生した案件です。入札状況の分析結果に表れているとおり予測はできません。</p>   |
| <p>平均的な落札率を目安に集中した結果なのか、共通の認識を持って足並みを揃えた結果なのかなど、この結果に至るルートはいろいろあるように思える。<br/>また、殆どが近い入札価格ということは見積能力が均等に高いということでもあり、このような場合に、そもそも予定価格を事前公表することが適切なのかどうかということも議論すべきである。</p> |  |
| <p>本件は特殊なものではなく一般的な工事であるので、業者側の積算の差は起こりにくい。また、おおよその落札率の傾向が分かっているにもかかわらず殆どの業者の価格が低い結果になったのには、この工事の積算の中に何か特別な要素があったのか。<br/>もしくは、工事量が減少している中で受注意欲が高かったのか。</p>                | <p>仰せのとおり、本工事は特殊なものでないため、業者の積算額に差がでにくいものであったと思います。<br/>入札状況は受注意欲の表れと考えております。</p>   |
| <p>最低制限価格の設定は正しかったのか。<br/>市役所技術職の専門的な視点から工事の難易度を含めた最低制限価格のルールを作ることが必要と思う。</p>   | <p>最低制限価格の設定においては工事の難易度や施工時期等を勘案して設定しております。<br/>また積算における単価においても、全国で統一的なものではなく、京都府で設定した単価となっており、さらに南北でそれぞれの実情に合わせた単価となっています。</p>                  |
|   | <p>土木工事は業者数が多く競争が厳しい状況にあります。<br/>舞鶴市に限らず他市も似たような状況にあると聞いています。<br/>他市では多数のくじ引きとなったりする場合もあるようですが、結果的に最低制限価格付近の傾向にあります。<br/>最低制限価格は競争の観点と合わない面も</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | あると思いますが、長期的に建設業が維持できる観点も必要でありますので、その中でどうしていくかということも考えていかざるを得ないと思います。  |
| <p>殆どの者が提示している価格が低い場合に、低い価格で契約することと、それよりも高い金額で契約することとのどちらが一般的感覚に合っていると言えるのか。</p> <p>一般的感覚と合わない制度は維持できないと考える。</p> <p>現在の状況は制度の結果で仕方のないことと考えずに、もう少し考える必要があると思う。</p> <p>例えば、応札額の平均が最低制限価格を下回っているような場合は再入札を行う。その際は最低制限価格を設定し直す等の旨をあらかじめ通知した上で行う。この場合は最低制限価格を当初より下げることになるので、受注者が一定の利益を確保できることを確認できればなお良い。そのような試みを模索してもよいと考える。</p> | <p>一般的感覚では後者と言えるかもしれません。</p> <p>府南部では、かつて最低制限価格を入札者の価格で決定させる方法を行った市があります。しかし、意図的な価格への対応に課題があり改めたと伺っています。</p> |
| <p>3委員とも同じ考えを持っている。</p> <p>何も対策を考えないのではなく、もっと良い方式があるはずで、将来、「舞鶴方式」と呼ばれる良いものができるよう工夫が必要と考える。</p>   |  |
| <p>普通感覚で見て、やる気をくじく結果にならないシステムができればいいと考える。</p>  |  |

### ③ 大浦会館原子力災害対策施設整備工事

| 意見・質問   | 回答等  |
|---|--|
| <p>入札方式・内容について理解できた。</p> <p>こうした施設は継続的にメンテナンス等が必要となってくると思うが、どのように取り組んでいくのか、またどの程度費用がかかるのか</p> | <p>メンテナンスについて陽圧設備は専門業者に年1回点検を依頼します。この事業については京都府を通じ、内閣府の補助事業で行っており、施設の維持管理についても一定補助金が交付されると聞いております。</p> <p>費用としては概算で毎年30万円程度かかる見込みです。</p> |
| <p>評価値の算出方法は技術評価点を入札価格で割るのが一般的なのか。</p> <p>評価基準の配点と割合の表し方は改めた方がいい。</p>                         | <p>総合評価方式の評価値の算出には加算と除算がありますが、除算は価値を表しています。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>この案件を総合評価方式で行うこととした理由は何か。</p>  | <p>工事の品質管理はもとより、機械設備工事、電気設備工事を分離発注しており放射線除去フィルターなど特殊な設備を含んだ他工事との調整を行いながらの工事であり全体の工程管理が重要であること、また工事場所である大浦会館が市役所の支所機能を有しており、工事施工期間中についても来館者等の安全管理が重要になることから総合評価方式で行うこととしました。</p> |
| <p>非常時には何人がどのくらいの期間収容できるのか。<br/>この地区には、この施設以外にあるのか。</p>   | <p>60名が最低3日間滞在できます。<br/>この地区では当該施設のみです。</p>   |
| <p>今回の入札結果では、技術評価点の差0.1点がおよそ1万円の差に相当していると思うが、工事成績で差がつかないと逆転することはなかなか難しいという認識でよいか。</p> <p>実質的な技術評価点の幅から計算してみると、この基準が意図する金額の許容範囲が計算できる。</p> | <p>配点1点の重みとしては、予定価格を配点の満点で割った額として見ることができます。<br/>配点の中でも工事成績の部分が7割を占めており、良い成績をとったものが次に活かせるというのが具現化できていると考えています。</p>   |

#### ④ 平田嶋崎線舗装改築工事

| 意見・質問   | 回答等 |
|---|-----|
| <p>業種が異なるが案件①、②と同様の課題であると思う。金額の大小にかかわらず、同じような問題があるということは、入札制度自体の在り方を見直す時期にきているのではないかと考える。</p> |     |
| <p>あらためて入札状況の分析を見ると、最低制限価格を下げることで以外の発想もあってよいような感想を持った。</p>                                    |     |

#### ⑤ 東浄化センター汚泥処理設備工事

| 意見・質問  | 回答等   |
|--|---|
| <p>昨年度の中でも大きな工事であるが、他の抽出案件と同様の結果である。</p>   |   |
| <p>設備工事の場合は、機器費も積算の中に入っているのか。入っているのであれば、機器費の見積もりについてはどのような方法で行うのか。</p>   | <p>100万円を超える機器については、経済調査会に単価の調査を依頼して単価を設定しております。</p>  |
| <p>この工事においては土木一式工事等に比べ、仕入原価の費用の割合が比較的高いと思われるが、見積もりの方法によって予定価格が高めになっていた可能性はないか。<br/>機器費の見積もりにおいて別の方法はできないものか。<br/>定価と実勢価格の差のようなものがあるよ</p> | <p>大規模なプラントについては経済調査会では調査できないことから、そうした工事の入札については環境省の通知によりますと最低制限価格を設けるべきではないとされています。しかし今回の脱水機というものはプラントというような大きなものではなく、単体の機器でするので、そうした考えにはあてはまらないと考</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>うに思われるが、最低制限価格を下げることも含めた方策などどのように考えているか。</p>                       | <p>えます。</p> <p>また見積もりについて、こうした機器を製作している企業はいくつかあると思いますが、数社から参考見積もりをとった中で設計単価に採用する場合、落札者となりえる業者が限定される可能性があり、公正な競争が行われるよう公正な立場での調査を基に設計すべきであると考えています。</p> <p>経済調査会の単価や価格を否定すると、全ての工事の設計を否定することになります。</p> <p>本件のように機器費が含まれる工事の最低制限価格の算出方法は、土木工事とは異なる方法となっています。</p> |
| <p>本案件は大手企業と地元企業2者の特定建設工事共同企業体であるが、各社の出資割合はいくらか。</p>                  | <p>特定建設工事共同企業体での入札参加にあたっては協定書を交わしてもらいますが、今回落札した共同企業体の出資割合は代表構成員が70パーセント、構成員が30パーセントとなっています。</p>  |
| <p>出資割合について制限はあるのか。</p>   | <p>1 構成員の出資比率の最小の割合が決まっており、2者の共同企業体の場合は最小でも30パーセント以上、3者の共同企業体の割合は最小でも20パーセント以上となっています。</p>   |
| <p>脱水機は既存のメーカーと違うメーカーのものとなっても運用上問題ないのか。また入札においては既存メーカーが有利にならないのか。</p> | <p>既存の機器を撤去・更新するのではなく、同敷地内の別の場所に設置するもので、既存のメーカーが有利になることはありません。また運用においても別メーカーのものとなっても問題ありません。</p> <p>スクリーンプレス脱水機の場合、一基あたりの規模を指定すれば大きさもほとんど変わりません。</p>   |

### 「3 議事 (3) 平成28年度の入札制度の変更点等について」関係

| 意見・質問  | 回答等   |
|--|---|
| <p>入札契約制度の変更点⑦の特別簡易型総合評価方式のアンケートについて、評価項目については適当の回答が多い一方で今後の同方式の実施について増やす方がよいとの回答があまり多くはないが、そのあたりの理由についても調査しているのか。</p> <p>また、アンケート結果を受けて今後どのように考えているか。</p> | <p>評価項目について適当な内容でなかった理由について回答してもらっており、技術者数に関する部分で人数に応じ3段階に分けているが、1人の違いで配点が大きく変わるところなどの意見がありました。本年度も同様の方式で既に2件実施していますが、その点を考慮し、3段階ではなく、直線的な評価になるよう変更しました。</p> <p>今後の同方式の実施についての回答理由は調査していませんが、技術評価の部分で高い評価を得られるかどうかで回答の結果が分かれたと思います。</p> <p>一気に拡大とはいきませんが、工事成績が今後の入札に活かせる良い方法ですので、改良を重ねて実施していきたいと考えています。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 総合評価方式は施工計画の提案に非常に労力を要する方式であるが、この特別簡易型総合評価方式は疲弊しない程度の内容でかつ、企業努力が反映されるものとなっており、良い方向性であると思う。                 |   |
| 入札契約制度の変更点④の発注標準についてA・B・Cランクの発注基準額が下がってきたということか。   | Aランクについて変更前の4000万円以上の工書の発注見込みが少ないため、現状にあわせて3000万円としました。 |
| Aランクの基準を下げることでBランク以下の競争が厳しくなるということか。   | できるだけ上位のランクの工事発注件数を確保するという考え方です。                        |
| 特別簡易型総合評価方式については良い発注方法であると思うが、今後同方式の発注件数を増やしていくなど、目標数などあるのか。   | 27年度は土木一式工事で2件、建築一式工事で1件行いましたが、試行的に行うということで年数件を予定しています。 |
| 特別簡易型総合評価方式については品質の確保や、企業努力が入札に反映される他、談合等の防止という点においても評価できる方式であると思うのである程度の発注件数を確保してもよいかと思う。                 |   |
| 発注標準と関係することとして、優良施工者表彰制度や簡易型総合評価方式など業者のランクの移り変わりの誘引となる制度ができてきていると思うが、実際の昇格・降格の状況や各ランクの業者の状況も今後、本委員会で確認したい。 | 次回以降準備したいと思います。   |

○ 全体を通して

| 意見・質問  | 回答等 |
|--|-----|
| <p>入札が適正に機能しているのかという最も基本的な事項についてたくさんの意見が出された。</p> <p>制度の見直しにも関連するもので、今後に向けて非常に重要な課題が出たものと思う。</p> |     |